

岬町多奈川地区整備促進協議会規約

(名 称)

第 1 条 本会は、岬町多奈川地区整備促進協議会（以下「本会」という。）という。

(目 的)

第 2 条 本会は、関西国際空港二期工事に係る埋立用土砂の岬町多奈川地区からの供給に伴う用地集約及び用地造成についての協議・調整及び支援を行うとともに、跡地利用に関する調査研究・企画立案を行うことにより、地域整備の促進を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 跡地利用に関する調査研究及び企画立案
- (2) 跡地への企業立地に係る協議及び調整
- (3) 前各号に掲げるほか、本会の目的を達成するために必要な事業

(構 成)

第 4 条 本会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(役員及び定数)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 監 事 1 名

2 役員は協議会において選任する。

(役員の職務)

第 6 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、協議会会計及び会務運営を監査する。

(部 員)

第 7 条 本会に部員を置く。

2 部員は委員の所属する団体の職員の中から委員の指名する者をもって充てる。

(協議会)

第 8 条 本会に協議会を置く。

2 協議会は委員で構成し、本会の運営に関する事項を審議・決定する。

3 協議会は、会長が招集する。

4 会長は、必要に応じて、協議会に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(企業立地推進・調整部会)

第 9 条 跡地への企業立地の推進や立地に係る諸調整を行うため、企業立地推進・調整部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は部員で構成し、次に掲げる事務を担当する。

(1) 企業立地に係る情報収集

(2) 企業立地の推進

(3) 企業立地に係る支援措置の検討

(4) 企業立地に係る諸調整

(5) その他部会長が必要と認める事項

3 部会に部会長を置き、会長の指名する者をもって充てる。

4 部会は部会長が招集する

5 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(経 費)

第 10 条 本会の運営に関する経費は、分担金、その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第 11 条 本会の予算及び決算は、協議会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 12 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に開始し、翌年3月31日に終了する。

(事務局)

第 13 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は大阪府政策企画部戦略調整局に置く。

3 その他事務局に関する事項は会長が定める。

(規約の変更)

第 14 条 この規約の変更は、協議会で決定する。

(その他)

第 15 条 この規約に定める事項のほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

- 附 則
1 この規約は、本会の設立の日から施行する。
- 附 則
1 この規約は、平成 9 年 5 月 3 0 日から施行する。
- 附 則
1 この規約は、平成 1 0 年 6 月 1 0 日から施行する。
- 附 則
1 この規約は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
1 この規約は、平成 1 2 年 4 月 1 3 日から施行する。
- 附 則
1 この規約は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
1 この規約は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
1 この規約は、平成 1 8 年 1 月 1 日から施行する。
- 附 則
1 この規約は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
1 この規約は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
1 この規約は、平成 2 0 年 3 月 2 8 日から施行する。
- 附 則
1 この規約は、平成 2 0 年 6 月 1 7 日から施行する。
- 附 則
1 この規約は、平成 2 0 年 1 1 月 1 0 日から施行する。
- 附 則
1 この規約は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
1 この規約は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
1 この規約は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
1 この規約は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
1 この規約は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
1 この規約は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
1 この規約は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 附 則
1 この規約は、平成 3 0 年 7 月 3 0 日から施行する。
- 附 則
1 この規約は、令和元年 7 月 2 6 日から施行する。
- 附 則
1 この規約は、令和 2 年 7 月 1 7 日から施行する。
- 附 則
1 この規約は、令和 3 年 1 1 月 1 日から施行する。
- 附 則
1 この規約は、令和 4 年 7 月 2 7 日から施行する。

- 附 則
- 1 この規約は、令和5年8月10日から施行する。
- 附 則
- 1 この規約は、令和6年3月6日から施行する。
- 附 則
- 1 この規約は、令和6年7月31日から施行する。
- 附 則
- 1 この規約は、令和8年7月3日から施行する。

第4条別表（委員）

[大阪府]	[岬町]
知 事	岬町長
政策企画部戦略調整局課長	まちづくり戦略室企画政策推進担当 （企画地方創生担当）課長
商工労働部商工労働総務課長	総務部総務課長
環境農林水産部環境農林水産総務課長	財政改革部財政改革課長
都市整備部事業調整室事業企画課長	しあわせ創造部生活環境課長
大阪都市計画局計画推進室総務企画課長	都市整備部土木課長
	教育委員会事務局生涯学習課長

第5条関係（役員）

会 長	： 大阪府知事
副会長	： 岬町長
監 事	： 岬町会計室会計課長